

6月1日～7月31日 特別記帳点検月間 定期的な記帳の点検はとっても大切です



間もなく今年も半年が経過します。正確でスムーズな決算書の作成をおこなうためには、こまめな記帳点検が大切です。定期的に記帳すると、1年まとめて記帳する方では経費に大きな差が出る場合があります。まとめて記帳すると、領収書の紛失や何を購入したかを忘れてしまったりすることが多いようです。ぜひこのあたりで一度、記帳の点検を受けられてはいかがでしょうか。

持ち物 帳面または会計ソフトのデータ、領収書・請求書等の資料、10万円以上の資産の資料ほか



従業員、専従者の
源泉所得税の納付
お忘れなく！

納付期限
7/10

1月～6月に専従者・従業員の給与から徴収した源泉所得税に係る事務手続きの確認をいたします。

対象者 従業員や専従者へ給与の支払いを行っている方
※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出された方は給与の支払いがない場合も納付書の提出が必要です

持ち物 源泉徴収簿等の支払給与額や控除額、源泉税額がわかるもの
※以前申告会でインターネットを使用して送った方はその控えをお持ちください

“源泉徴収”と“納期の特例”ってなんだろう？

給与を支払った場合、事業主はその支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。これを“源泉徴収”といい、差し引いた所得税は、翌月の10日までに税務署に納めなければなりません。しかし、“納期の特例”という申請書を事前に提出しておくこと、1月～6月分を**7月10日**、7月～12月分を**翌年1月20日**までにまとめて納付することができます。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
							↓						↓
							7月10日まで						翌年1月20日まで

源泉徴収と似たような言葉だけど
住民税の“特別徴収”ってなんだろう？

5月中旬頃に市町村から大きめの封筒で“特別徴収のお知らせ”が届いた方はいらっしゃいませんか？これは事業主の方（給与支払者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月の給与から**個人住民税**を差し引き、納入していただきたいという案内で“特別徴収”と言います。該当する従業員の方がいる場合は、同封の納付書でお支払いください。

詳しくはこちらのページをご覧ください

東京都 特別徴収 **検索**

新入会員向け 「青色申告とは？」から始まる説明会

新しく入会された方を対象にした「新入会ガイダンス」を4月16日～18日の3日間開催し、多くの会員さんにご参加いただきました。「青色申告とは？」という内容から始まり、決算までの流れをご説明しました。終了後には個別でご質問をいただきその場で会計ソフトを購入されて始める方も多くいらっしゃいました。



次回開催のご案内
7月28日(日)、29日(月)、30日(火)
各日 9:30～11:30

【内容】・青色申告制度について ・個人事業者の税金について
・所得税と消費税のしくみ ・記帳と会計ソフトについて
【費用】無料
【会場】青梅青色申告会館3階 会議室
【ご予約】事前予約制（お電話にてご予約をお願いいたします）

国税関係手続きが簡素化されました

1 各種書類の添付省略について

納税者の利便性向上を図る観点から、国税当局が他の添付書類や行政機関間の情報連携等で記載事項の確認を行うことにより、平成31年4月1日以後に提出する所得税申告については、各種書類の添付が不要となりました。添付は不要となりますが、確定申告時には必要な書類となりますので保管をお願いします。

手続き名	添付不要とする書類
所得税申告 (確定申告書及び修正申告書)	給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
	オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
	配当等とみなされる金額の支払通知書
	上場株式配当等の支払通知書
	特定口座年間取引報告書

2 所得税の確定申告書の記載事項等の見直しについて確定申告書Bが変わります

●平成31年度の税制改正において、平成31年(2019年)分以後の確定申告書を提出する際、給与所得者で「年末調整で適用を受けた各所得控除の額」と「確定申告で適用を受ける各所得控除の額」とが同額であるなどの場合には、所得控除の内訳の記載を省略できるとされました。

●今回の税制改正を踏まえ、確定申告書Bを右記のとおり変更します。「所得から差し引かれる金額」の順番を変更するとともに「@から@までの計」欄を追加します。
※様式はイメージです。実際の様式と異なる場合があります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

平成30年(2018年)分の確定申告書B様式

所得から差し引かれる金額	その他
⑩ 雑損控除	
⑪ 医療費控除	
⑫ 社会保険料控除	
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	
⑭ 生命保険料控除	
⑮ 地震保険料控除	
⑯ 寄附金控除	
⑰ 寡婦・寡夫控除	0000
⑱ 勤労学生・障害者控除	0000
⑲ 配偶者特別控除	0000
⑳ 扶養控除	0000
㉑ 基礎控除	0000
合計	

平成31年(2019年)分の確定申告書B様式

所得から差し引かれる金額	その他
⑩ 社会保険料控除	
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	
⑫ 生命保険料控除	
⑬ 地震保険料控除	
⑭ 寡婦・寡夫控除	0000
⑮ 勤労学生・障害者控除	0000
⑯ 配偶者特別控除	0000
⑰ 扶養控除	0000
⑱ 基礎控除	0000
⑲ 寄附金控除	
⑳ 所得から@までの計	
㉑ 雑損控除	
㉒ 医療費控除	
㉓ 社会保険料控除	
㉔ 小規模企業共済等掛金控除	
㉕ 生命保険料控除	
㉖ 地震保険料控除	
㉗ 寡婦・寡夫控除	0000
㉘ 勤労学生・障害者控除	0000
㉙ 配偶者特別控除	0000
㉚ 扶養控除	0000
㉛ 基礎控除	0000
㉜ 寄附金控除	
㉝ 合計	

自分のため、仕事のため、家族のために…

青色健康診断・ドック

病院での受診なので検査項目が充実！
人間ドックも受診可能でしっかり診てもらえる



ご家族、従業員もOK！

ずっと元気でほしいから
健康診断・ドック

青色健康診断 **8,000円** (10,000円)
青色ドック **34,000円** (38,000円)

※上記金額は青色共済加入者の方、カッコ内は未加入者の方の金額です

5月7日(水)～5月31日(金) 8月1日(火)～8月31日(土)

新町クリニック健康管理センター

青色健康診断 **8,000円** (10,000円)
青色ドック **34,000円** (38,000円)

日時：8月1日(木)～8月31日(土)
場所：新町クリニック健康管理センター
受診内容：同送のチラシをご覧ください
申込方法：同送の申込用紙(パンフレット裏面)を記入し、青色申告会へお申込みください

青梅青色申告会

人気保険ランキング

入院から死亡まで幅広い保障！経費になる保険！
1 青色共済
月額1,000円 死亡400万円～50万円、入院1500～1000円

ケガの入院から死亡まで！90才まで加入できる！
2 青色傷害保険
月額1,000円 死亡700万円～、入院3400円～

ガンに特化した保険でオプションも充実！
3 青色がん保険
ガンと診断されたら100万円、入院1万円(日数無制限)など

会計ソフトを使って65万円控除を取ろう！ ツカエル青色申告

申告会推奨“会計ソフト”
ソフト代年額 **5,000円**

ご購入を希望される方は事務局までご連絡ください。設定から入力方法までご説明致しますのでご安心ください。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

青梅青色申告会で加入手続きができます
・個人名義の通帳(ゆうちょ以外) ・銀行印
をお持ちください

制度の特長

- 1 経営者のための退職全制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

小規模共済 **検索**